

令和元年 9 月 2 日

水質検査における消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

このたび消費税法が改正され、令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%に引き上げられることとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら令和元年 10 月 1 日発行の結果書のご請求分から新税率の 10%で計算された金額でご請求させていただきます。なお、消費税 8%（9 月内に結果書発行）での検査の受付は、原則として以下のとおりとなりますのでご理解の程お願い申し上げます。

・ 飲料水全項目検査（51 項目検査）	：	9 月 19 日（木）
・ 飲料水 9、10、11 項目検査	：	9 月 25 日（水）
・ 食品営業許可申請（11 項目）	：	9 月 25 日（水）
・ 食品営業許可申請（26 項目）	：	9 月 19 日（木）
・ 飲用井戸限定項目検査（21, 16 項目）	：	9 月 25 日（水）
・ レジオネラ菌属	：	9 月 17 日（火）
・ 浴槽水検査	：	9 月 17 日（火）
・ BOD	：	9 月 19 日（木）

※ 上記日付までのご依頼は、消費税率 8%でのご請求となります。

※ 検査の状況により再検査を行った際は、上記日付内での受付としても結果書の発行が 10 月（消費税率 10%）になる場合がございます。

※ 上記以降におきましては、検査の実施状況により消費税率は 8%と 10%の場合がございます。そのため、受付時のお支払はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※ 他の検査におきましてはご相談ください。

一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター 技術検査部